

いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) 本校の基本認識

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼしかねない行為であり、また、どの児童生徒でも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃から小さな兆候であっても見逃さないように努め、いじめを認知した場合は問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たる。

(2) いじめの定義

本校では、「いじめ」とは、児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条）とする。

この定義が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のために定められたものであることに留意し、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。この際、いじめには、多様な態様があることを考慮し、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。

(3) いじめの解消

本校では、「いじめの解消」とは、いじめられた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月以上）継続していることとする。また、「いじめの解消」を判断する時点において、いじめられた児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることとする。

2 いじめ防止等の対策について

(1) 組織について

ア「いじめ・不登校対策委員会」

《役割》

いじめ防止対策全般（未然防止、早期発見、事案発生時の対応）立案
校内研修の企画と実施
いじめ防止のための年間計画作成と実施や基本方針の検証と見直し

《メンバー》

校長、教頭、部主事、教務主任、指導部主任、生徒指導主事
保健主事、養護教諭

イ「対応支援チーム」

《役割》

いじめ事案発生時の初期対応
いじめ事案に関する児童生徒情報などの集約

《メンバー》

担任、学級関係者、部主事、教務主任、指導部主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭を基本とし、発生した事案に適した人員を追加する。メンバーをいじめ・不登校対策委員会で検討し選出する

(2) 具体的な取組

ア 未然防止

取組	手法	保護者・外部機関との連携
いじめに対する認識の周知	職員を対象とした校内研修の実施 授業や学校生活における児童生徒への周知	本方針の公開
児童生徒がいじめに向かわない態度や能力の育成	道徳教育の充実 人権について考える機会の啓発 社会性を養うことを目的とした体験活動等の推進	学校評議員会での報告
いじめを生まないための指導実践	一人一人の児童生徒を大切にしたい、発達支持的な授業づくり 教職員の不適切な指導によりいじめを助長することがないように細心の注意を払った指導の実践 児童生徒自らがいじめ等、の課題について考える取組の実施	保護者への授業公開
自己有用感や自己肯定感の高揚	体験活動等、自己有用感や自己肯定感を高められる活動の設定	地域と連携した活動の実施

イ 早期発見

取組	手法	保護者・外部機関との連携
いじめの兆候の見逃し防止と積極的ないじめの認知	毎月1回の各部会における児童生徒情報の共有	連絡帳等の活用による保護者との情報交換
定期的なアンケートの実施	1学期と2学期に安全・安心な学校生活を送るためのアンケートを実施する。	保護者アンケートの実施
教育相談の充実	臨機応変な個人面談の実施	保護者面談の実施

ウ 点検、検証、見直し

サイクル	取組	保護者・外部機関との連携
P	いじめ防止年間計画の策定	各年度の取組について学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。
D	取組の実施	
C	「取組評価アンケート」「学校評価」の実施	
A	「取組評価アンケート」「学校評価」の結果についていじめ・不登校対策委員会で検証（2月）	

3 いじめへの対処（事案発生時の対応）

(1) 発見・通報を受けた際の対応

ア 初期対応

報告を受けた際には、いじめ・不登校対策委員会において当面の方針を定め、対応支援チームが中心となりいじめを受けた児童生徒の支援を開始するなど迅速に対応する。

イ 解消に向けた対応

初期対応の報告を基に、いじめ・不登校対策委員会が中心となり、関係児童生徒への支援や指導についての方針を検討し解消に至るまで対応する。

ウ 解消後の対応

いじめ・不登校対策委員会が中心となり見守りと再発防止策を実施する。

(2) いじめられた児童生徒・保護者への対応

ア 児童生徒・保護者に寄り添った対応を心がけ、希望する支援などを聞き取る。

イ 事実確認のための聞き取りなどにより判明した事実は個人情報などに十分配慮した上で、速やかに児童生徒・保護者に伝える。

ウ 安心して学習に取り組める環境について提案する。

エ 外部専門家（SC、SSW）との連携を積極的に提案する。

オ いじめた児童生徒との関係の改善に努め、いじめが解消したと思われる場合でも見守りを継続する。

(3) いじめた児童生徒・保護者への対応

ア いじめられた児童生徒・保護者の意向を確認しながら事実関係の確認を行う。

イ 事実確認のための聞き取りなどにより判明した事実は個人情報などに十分配慮した上で、速やかに児童生徒・保護者に伝え、適切な連携を図る。

ウ いじめられた児童生徒・保護者の意向を確認しながら児童生徒の指導を行う。その際には、双方の個人情報などには十分に配慮し、対応する。

エ 指導に当たっては、いじめた児童生徒の行為の背景に着目し、必要な支援も行う。

オ 必要に応じて、外部専門家（SC、SSW）との連携を提案する。

カ いじめられた児童生徒との関係改善に努め、いじめが解消したと思われる場合でも見守りを継続する。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

ア いじめられた児童生徒・保護者の意向を確認しながら、第三者的な立場の児童生徒への事実確認の聞き取りなどを行う。その際には、聞き取る児童生徒の保護者に十分な説明を行う。

イ 事実確認の聞き取りなどにより判明した事実を当事者に伝える際には、第三者的な立場の児童生徒の個人情報などに十分に配慮する。

ウ いじめが起きた集団内での背景に着目し、再発防止の処置をとる。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の要件（「いじめ防止対策推進法」第28条）

ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（第1号）

イ いじめにより児童生徒が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（第2号）

ウ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 基本的な対応の手順

重大事態が生じた場合は、速やかに市教育委員会に報告し、その後の対応は文部科学省「不登校重大事態に係る調査の指針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従う。

5 年間指導計画

学期	取組等	未然防止	早期発見	点検 検証
一学期	いじめ・不登校に対する指導の周知（4月）	○		
	緊急を要する児童生徒の情報交換会（4月）		○	
	個別懇談の実施（4月）		○	
	いじめ防止に関する事項が盛り込まれた年間指導計画（HR、道徳等）の作成（5月）	○		
	安全・安心な学校生活を送るためのアンケートの実施（6月上旬）		○	
	いじめ・不登校対策委員会（6月中旬）			○
	個別懇談の実施（7月）			○
職員研修の実施（7月）		○		

学期	取組等	未然防止	早期発見	点検 検証
二学期	安全・安心な学校生活を送るためのアンケートの実施（11月中旬）		○	
	いじめ・不登校対策委員会（11月下旬）			○
	個別懇談の実施（12月）		○	
三学期	取組評価アンケート（職員対象）の実施（1月）			○
	個別懇談の実施（卒業生2月、在校生3月）		○	
	いじめ・不登校対策委員会（2月）			○
	次年度いじめ防止年間計画の策定（2月）	○		

令和7年3月19日策定